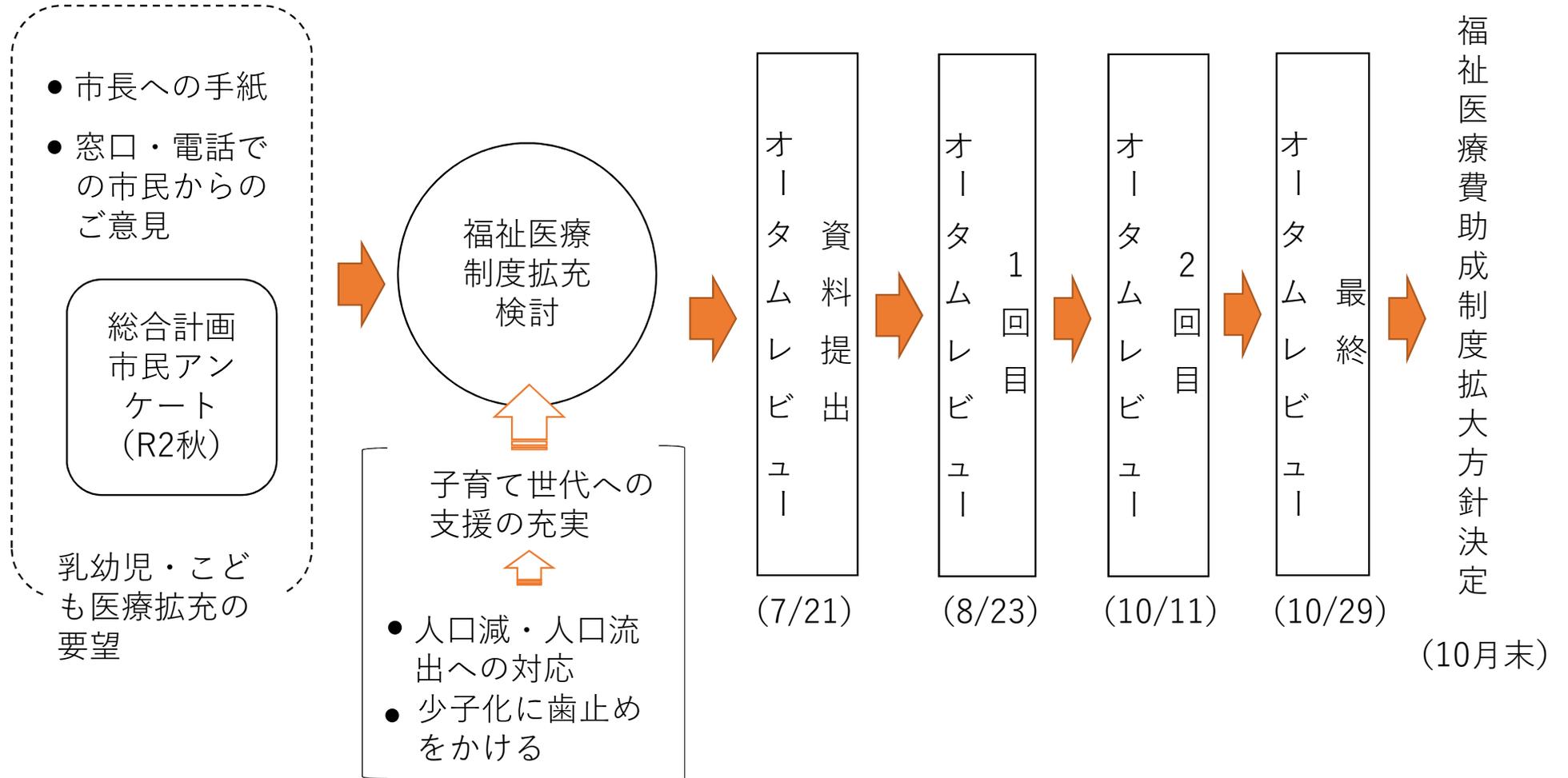


総務文教常任委員会資料

令和4年3月2日

市民協働部 保険医療課

助成拡大方針決定までの流れ



加東市福祉医療費助成制度における助成拡大について（補足資料）

1. 助成拡大の目的

加東市の将来を担う若い世代が加東市に住み続け、安心して子育てができるように支援するため。

2. 助成拡大の内容

- ① こども医療費助成制度の助成対象を高校生に相当する年齢まで拡大する。
※ 母子家庭等医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の受給者のうち、高校生に相当する年齢の者についてはこども医療費助成制度に移行する。
- ② 乳幼児等医療費助成制度及びこども医療費助成制度の所得制限を撤廃する。

3. 現行と改正後の制度内容の比較

対象者		乳幼児等医療費助成制度の受給者	こども医療費助成制度の受給者	中学校（義務教育学校）卒業後から18歳に到達した3月末までの者			
		0歳～小学3年生(義務教育学校3年生)まで	小学4年生(義務教育学校4年生)～ 中学3年生(義務教育学校9年生)まで	母子家庭等医療費助成制度の受給者	重度障害者医療費助成制度の受給者	母子家庭等・重度障害者医療の受給者以外の者	
現行	所得基準	0歳児はなし 1歳からは市町村民税所得割税額23.5万円未満（両親等扶養義務者で合算する）（県と同じ）	市町村民税所得割税額23.5万円未満（両親等扶養義務者で合算する）（県と同じ）	ひとり親の児童扶養手当の一部支給の所得基準未満（県は全部支給のみ）	市町村民税所得割税額23.5万円未満（扶養義務者で世帯合算する）（県と同じ）	該当基準なし	
	自己負担額	通院	なし	なし	1医療機関につき1日800円、月2回まで(低所得世帯は1医療機関につき1日400円月2回まで)（県と同じ）	1医療機関につき1日600円、月2回まで(低所得世帯は1医療機関につき1日400円月2回まで)（県と同じ）	助成なし（3割負担）
		入院	なし	なし	1割負担、上限月3,200円（低所得世帯は、月1,600円まで）3カ月を超える入院は、4カ月目以降はなし（県と同じ）	1割負担、上限月2,400円（低所得世帯は、月1,600円まで）3カ月を超える入院は、4カ月目以降はなし（県と同じ）	助成なし（3割負担）
		他公費助成	他公費での自己負担分も助成	他公費での自己負担分も助成	なし（県と同じ）	なし（県と同じ）	助成なし
改正後	所得基準	所得制限の撤廃による助成拡大		こども医療費助成制度への移行による助成拡大		高校生相当年齢への助成拡大	
		なし	なし	なし	なし	なし	
	自己負担額	通院	なし	なし	なし	なし	なし
		入院	なし	なし	なし	なし	なし
他公費助成		他公費での自己負担分も助成	他公費での自己負担分も助成	他公費での自己負担分も助成	他公費での自己負担分も助成	他公費での自己負担分も助成	

4. 制度拡大に伴う市財政への影響額

対象制度	摘要	制度拡大による増減額	費目	備考
乳幼児等医療費助成	所得制限撤廃分	7,875 千円	扶助費	所得制限撤廃に伴い、令和4年7月1日から280名が新たに認定となる見込みであり、当該増加分を予算措置
		221 千円	委託料	
		38 千円	郵送料	
こども医療費助成	所得制限撤廃分	7,921 千円	扶助費	所得制限撤廃に伴い、令和4年7月1日から330名が新たに認定となる見込みであり、当該増加分を予算措置
		211 千円	委託料	
		45 千円	郵送料	
	高校生相当年齢 助成対象拡大分	15,708 千円	扶助費	助成対象年齢の拡大に伴い、令和4年7月1日から1,100名が新たに認定となる見込みであり、当該増加分を予算措置
		322 千円	委託料	
196 千円	郵送料			
母子家庭等医療費助成	助成対象拡大に伴う 高校生相当年齢の こども医療移管分	△ 1,220 千円	扶助費	こども医療の高校生相当年齢助成対象化に伴い、母子家庭等医療費助成事業の対象となっていた高校生は全てこども医療に移行する。移行見込み者120名分を減額措置
		△ 38 千円	委託料	

合計 31,279 千円 ⇒ ※ 制度拡大による市財政への影響 31,279千円の支出増

※令和4年度については、別途、制度拡大に対応するためのシステム改修費2,310千円がかかる予定（単年）。